

## プラスチック資源一括回収実証事業について

### 1 概 要

令和4年4月、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行された。同法では、市町村がプラスチック使用製品廃棄物(以下「製品プラスチック」という。)の分別収集や再商品化に努めることとされている。

そこで、本市では、市民の出しやすさや効率的な回収・再資源化の仕組みを検討し、今後の分別収集の取組に活かすため、「プラスチック資源一括回収実証事業」を下記のとおり実施するもの。

### 2 実施内容

- (1)期 間 令和4年7月から1ヶ月間(7/18 八幡東区、7/19 その他6区開始)
- (2)対象地域 各区1地域(門司区清見、小倉北区東篠崎1丁目の一部、小倉南区吉田にれの木坂、若松区高須東、八幡東区槻田、八幡西区鉄王、戸畑区牧山) 計7地域 約7,000世帯
- (3)収集品目 以下の要件を満たす製品プラスチック
- ・ プラスチック素材だけのもの(金属等を含む複合製品は不可)
  - ・ 容器包装プラスチック用の指定袋(以下「プラ袋」という。)に入る大きさで、かつ、1辺が50cm未満のもの
- (4)実施方法
- ア 対象地域の住民の皆様が、プラ袋を使って、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一緒に入れて、ごみステーションに出していただき、収集車で回収し、プラスチック資源化センターへ持ち込む。
- イ プラスチック資源化センターにおいて、回収した指定袋の内容物や重量等を調査したうえで、同施設を使って選別・保管・バール化までの処理を行う。
- ウ 再商品化事業者へ引き渡し、再商品化を行う。

### 3 検証内容

- ① 実証前後の排出量の比較
- ② 製品プラスチックの排出量や組成
- ③ リチウムイオン電池や複合製品などの不適物の混入状況
- ④ プラスチック資源化センターの既存設備の対応能力や効率的な作業体制
- ⑤ 一括回収に必要な費用(収集運搬、中間処理、リサイクル費用等)

### 4 対象地域への周知等

市から対象地域の住民の皆様へ、チラシ等の全戸配布や町内会での回覧を行い、本事業への協力を依頼する。その際、プラ袋(大)5枚セットを無料配布する。

【参考】令和3年度プラスチック資源一括回収実証事業＜結果概要＞

- 1 実施時期 令和4年2月の1ヶ月間 毎週火曜日(2/1,2/8,2/15,2/22)
- 2 対象地域 小倉北区霧ヶ丘1丁目～3丁目(約1,800世帯)
- 3 収集方法 プラ袋を使ったステーション収集方式  
(容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収)

4 取組結果

(1)排出量 実証前の535kg(※)から715kgとなり、約30%増加

※ 同地区における実証前の回収量(1/18:550kgおよび1/25:520kg)の平均

(2)組 成

適否	区 分	4週平均		内 容
		重量(kg)	組成率	
○	容器包装プラスチック	520.8	72.8%	・プラスチックでできた容器包装 ・プラマークが目印
○	製品プラスチック (条件に適合するもの)	133.3	18.6%	・素材が100%プラスチックで、1辺が 50cmを超えないもの
×	製品プラスチック (条件に合わないもの)	15.2	2.1%	・1辺が50cm以上のもの ・金属などを含む複合製品(おもちゃ、 洗濯ばさみ等) など
×	その他不適物	45.7	6.5%	・汚れの付着が著しいもの ・かん、びん、紙等プラ以外のもの
計		715.0	100%	4回の収集合計：2,860kg

(3) アンケート結果

- ・ 分別について、約8割が「とてもわかりやすかった」「どちらかといえばわかりやすかった」と回答
- ・ 「プラスチック資源を真面目に分別するとごみが減って驚いた」「チラシの絵図がわかりやすかった」等の意見あり

(4) 実証事業中の写真



<住民向けのチラシ>



<ステーションの状況>



<混合ボール>